

1 改正の理由

令和 7 年 2 月 26 日に発生した大船渡市林野火災を受けて、総務省消防庁が開催した検討会において、林野火災注意報や林野火災警報の的確な発令等によって、林野火災予防の実効性を高めることが必要とされたことを踏まえ、火災予防条例（例）の一部が改正（令和 7 年 8 月 29 日付け消防予第 383 号消防庁次長通知）されたことに伴い、所要の改正を行うものである。

2 改正の概要

- (1) 埼玉西部消防組合火災予防条例（以下「条例」という。）上の火災に関する警報は、消防法第 22 条第 3 項に規定するものであることを明確にした。また、火災に関する警報の発令中における屋内での裸火の使用に係る制限について、一般的な事務所や住宅における火を使用する設備、器具の従前からの変化等を踏まえ、規定の削除を行った。（第 29 条関係）
- (2) 林野火災に関する注意報を発することができることとした。また、林野火災に関する注意報が発せられた場合は、注意報が解除されるまでの間、本組合の区域内にある者は、条例第 29 条各号に定める火の使用の制限に従うよう努めなければならないこととした。さらに、管理者は林野火災の発生の危険性を勘案して、当該火の使用の制限の努力義務の対象となる区域を指定することができることとした。（第 29 条の 8 関係）
- (3) 林野火災の予防を目的として火災に関する警報を発したときは、条例第 29 条各号に定める火の使用の制限の対象となる区域を指定することができることとした。（第 29 条の 9 関係）
- (4) 火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為に、たき火が含まれることを明確にした。また、消防長（消防署長）は条例第 45 条第 1 項各号に掲げるそれぞれの行為について、届出の対象となる期間及び区域を指定することができることとした。（第 45 条関係）さらに、これに伴い所要の規定の整理を行った。（第 42 条の 3 関係）

3 他自治体の類似する政策等

林野を有する自治体等においては、同様の改正が行われている。

4 市民参加の実施の有無とその内容
なし

5 関係法令、基本計画との整合性

(1) 火災予防条例（例）

（昭和３６年１１月２２日付け自消甲予発第７３号）

(2) 令和７年８月２９日付け消防予第３８３号 消防庁次長通知

6 条例制定による予算措置
なし

7 添付資料
新旧対照表